

堺市歴史的風致維持向上計画(第2期)策定にむけて

1 堺市歴史的風致維持向上計画(第1期)の効果

堺市歴史的風致維持向上計画(第1期)において、都市化、少子高齢化、生活様式の変化等が一層進む中で、歴史的風致の維持及び向上に関する方針でも位置づける課題について、良好な景観の形成や情報発信、市民意識の醸成等の効果が認められた。

(1) 良好な景観の形成

重点区域における屋外広告物等の制限強化による良好な景観の形成・保全が図られた。

(2) 市民意識の醸成

市民意識調査(平成25年から平成28年)において「堺市は歴史資源や文化資源を身近に感じることができるまちだと思う」と答えた方が増加

(3) 観光ビジター数の増加

堺市を訪れる観光ビジター数が5年間(平成25年から平成30年)で約1.3倍に増加

(4) 伝統産業会館の売上の増加

堺伝統産業会館のショップ売上げが5年間(平成25年から平成30年)で約1.3倍に増加

2 堺市歴史的風致維持向上計画(第2期)においても継続して取り組むべき課題

(1) 歴史上価値の高い建造物等の老朽化に伴う維持管理や補修費用は所有者にとって負担になっている。

(2) 近代化のなかで、老朽化等による町家の取り壊しなど、歴史的なまちなみの面影が失われつつある。

(3) 伝統行事や祭礼の歴史的意義や大切さに対する認識の希薄化により次世代の担い手が不足している。

(4) 歴史的風致についての市内・外への情報発信が不足している。

3 堺市歴史的風致維持向上計画(第2期)の必要性

(1) 伝統産業の後継者育成や祭礼行事の調査・記録、歴史文化資源を活用した魅力の創出など堺市独自の歴史的風致を維持・向上させるため。

(2) 継続して取り組むべき課題を解決し、歴史的風致を維持向上させるため。

(3) 「歴史まちづくり」の更なる推進を図るため。

4 堺市歴史的風致維持向上計画(第2期)計画期間

・令和5年から令和14年まで(予定)

5 堺市歴史的風致維持向上計画(第1期)からの変更点

・歴史的風致の追加: 街道にみる歴史的風致

- ・事業の追加：竹内街道・横大路大道活性化事業
西高野街道観光キャンペーン 等

6 歴史まちづくりに関する国の主な支援措置

社会資本整備総合交付金

①街なみ環境整備事業

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

②都市公園事業

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象

景観改善推進事業

- 景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

歴史的観光資源高質化支援事業

- 観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質の向上を支援
- 歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却が補助対象